

報告第 5 号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和7年4月1日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- | | |
|----------|---|
| 1 専決処分事項 | 和解及び損害賠償額の決定について |
| 2 相手方 | 南風原町字宮城在住 個人 |
| 3 事故の概要 | 令和6年12月27日、字宮城地内の個人宅の粗大ごみを収集後、車両の切り返しの際、隣接する住宅の外階段の壁に接触し、壁の一部と車両の左テールランプを破損させた。 |
| 4 損害賠償額 | 121,000円 |